民間人材サービス事業者を利用する求職者の皆さまへ

知っておきたい！ 民間人材サービス利用のポイント

民間人材サービス事業は大きく「職業紹介事業」と「募集情報等提供事業」に分けられます。利用する際はそれぞれの法律上のルールを理解し、自分がどのサービスを利用しているか、しっかりと把握した上で利用するようにしましょう。

職業紹介事業とは

- 求職者（あなた）と求人者（病院や介護施設など）それぞれから申し込み（登録）を受けて、採用/就職できるよう双方のマッチングを行う事業者のことを指します。
- 職業紹介事業者には求人者が利用料金を支払う有料のものと無料で利用できるものがあります。基本的に**求職者はどちらも無料**で利用することができます。

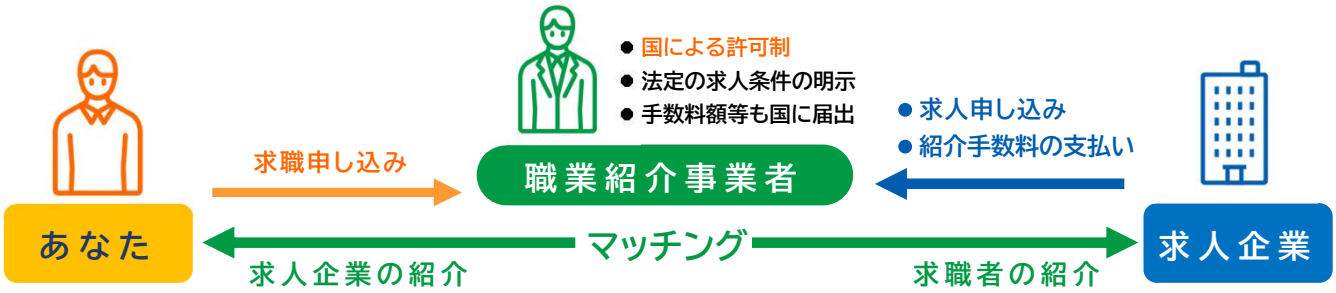

募集情報等提供事業とは

- 求人者から依頼を受けて、求人広告をウェブサイトなどに掲載するサービス（例①）を指します。
- あなたが登録した情報を求人者や他の人材サービスに提供するサービス（例②）もあります。
  ※例①、②以外にもインターネット上に公開されている求人・求職者の情報を収集して情報提供する事業者等もいます。
- これらも求人者が利用料金を支払うため、基本的に**求職者は無料**で利用することができます。

例 ①

例 ②

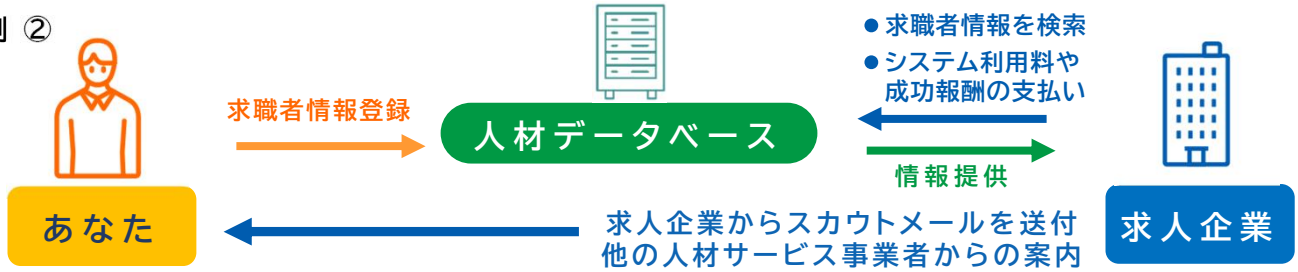

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

LL081112 需01

民間人材サービスが遵守するルール

民間人材サービス事業者（職業紹介事業者と募集情報等提供事業者）は、求職者（あなた）へのサービス提供にあたり、以下を守っていますか？

◆職業紹介事業者からあなたに労働条件を明示します

職業紹介事業者は、求職者（あなた）と最初に接触する時点までに、書面の交付や電子メール等を利用して、**従事すべき業務内容に関する事項等を明示する**こととされています。

内容に**変更があった場合は、変更箇所が分かるよう再度明示する**必要があります。

◆最新の求人情報をあなたに分かりやすく表示します

求人情報・求職者情報は虚偽の表示・誤解を生じさせる表示をしてはならないほか、**正確・最新の内容に保つ措置を講じる**（※1）こととされています。

また、派遣労働者として雇い入れようとする時はその旨を明示すること、さらに、**雇用契約とフリーランス契約の募集（※2）が混在する場合は、いずれかわかるように表示することとされています。**

※1　あなたが登録するご自分の情報を、正確・最新の内容にすることも大切です。
※2　**フリーランス契約の場合、雇用労働者に対する法律の保護の対象外**となりますので注意してください。

◆お祝い金などの提供はできません

サービスの利用勧奨は、お祝い金等の金銭の提供ではなく、民間人材サービス事業**の質を向上させ、これを訴求することによって行う**こととされています。

◆就職時にその就職先を紹介した職業紹介事業者は、２年間、あなたに転職の勧奨ができません

※転職の勧奨が禁止されているのは無期雇用契約で就職した場合に限ります。

◆求人者から職業紹介事業者に支払う手数料に関する事項をあなたに明示します

職業紹介事業者は、求職者（あなた）に対して、「求人者が紹介事業者に支払う手数料に関する事項」を明示しなければいけません。
人材サービス総合サイトでは、その事業者の手数料の実績も含めて確認することができます。

Q.職業紹介手数料は具体的にどのような内容が示されるのでしょうか？

具体的には、各事業所で定めている**手数料表を明示します。**
手数料表には**サービスの種類、内容、手数料、負担者**が記載されています。
あなたの就職に求人者が支払う手数料は手数料表に記載の範囲内で個別の契約ごとに決定します。
また、早期に離職した際には手数料の一部を求人者に返金する場合があります。
なお、**求人者が支払った手数料率の平均はこちらのサイトから確認できます。**

民間人材サービス利用時の注意点

民間人材サービス事業者は手軽に利用できる一方で、利用者からお困りの声も寄せられています。事業者を選定する際は、利用規約を十分に確認して、自分自身や就職先の会社がトラブルに巻き込まれないよう注意してください。

就職活動に当たって、A社、B社の求人サイトに求職登録を行いました。
X病院に就職後、応募に利用したA社に対して就職報告を行ったところ、3ヶ月後、A社のほか、B社からもX病院に対して、成功報酬の支払いの請求が来たと伝えられました。

求人サイト運営会社の中には、B社のように登録者の就職情報をチェックして、**自社サイトを通じて就職していない場合でも、過去にそのサイトを経由して求人者があなたの情報を得たことがある場合などに就職先に成功報酬を要求するケースがあります。**

X病院がB社に成功報酬を支払うかどうかは個別の契約によりますが、就職者であるあなたに対して、**就職に際してB社を利用していないか、X病院から証拠を求められる**ことがあります。サービス退会後は履歴の確認が難しい場合があるので、A社を利用した証拠を印刷・保管しておくなど、**どの求人サイトを利用したか分かるように、履歴を残しておく**ようにしましょう。

就職後に求職登録を行っていないC社や求職登録は行ったものの紹介には至らなかったD社から電話がかかってきます。

利用登録した求職者の情報がC社のような**別の民間人材サービス事業者に提供される事例や、D社のように求職登録を行った会社から就職したことを報告していないとして違約金を求められたケースがあります。**

求職登録時には利用規約をよく確認しましょう。特に、**違約金や自分の個人情報の取り扱い**（誰に提供されるか、いつまで提供されるかなど）**を確認**してください。（求人者や民間人材サービスへの個人情報の提供が事業者の基本サービスの1つの場合もあります。利用を中止するときは提供停止手続きなど必要な手続きを忘れないようにしましょう。）

就職後の労働条件について、職業紹介事業者であるE社を通じて、当初の求人条件から変更してほしいと伝えてもらい、変更されたとE社から聞きましたが、実際に就職してみたら変更されていませんでした。

労働契約締結前に労働条件をよく確認しましょう。求人者は、労働条件について、求人票等により明示をしなければなりませんが、**その内容に変更がある場合、求人者は、変更点を明示する**こととなっています。

当初の労働条件から変更があった場合には、きちんと変更点が明示されているか、その変更点が反映されているか、ご自身でよく確認しましょう。

退職にあたり、今の会社を紹介してもらったF社に相談したところ、退職の日付を指定する連絡があったのですが、これに従う必要があるのでしょうか。

退職日については、無期雇用の場合は2週間前までに使用者に申し出れば退職でき、有期雇用の場合はやむを得ない事由がある場合は契約期間の途中でも退職できます。
いずれにしても第三者からの指示に従う必要はありません。

民間人材サービス利用時の参考情報

職業紹介事業は、丁寧なサービスを提供する適正事業者を利用しましょう。情報を収集する際は、厚生労働省が運営する以下のウェブサイトや制度をぜひご活用ください。

事業者情報の公開、制度の紹介などの「人材サービス総合サイト」、優良な事業者を認定する制度「適正有料職業紹介事業者認定制度」・「優良募集情報等提供事業者認定制度」・「職業紹介優良事業者認定制度」があります。

人材サービス総合サイト

職業紹介事業者ごとの就職実績などを確認することができます。

人材サービス総合サイトで確認できる事業者情報

- 職業紹介事業者の紹介により就職した者の数
- 上記のうち、6か月以内に離職した者の数（※）
- 手数料に関する事項（手数料率の実績、手数料表）
- 返戻金制度（手数料を返金する制度）の有無や内容
- 「医療・介護・保育分野適正事業者認定制度」の認定取得状況

早期離職者数は職種や業界等によって事情も異なりますので参考情報の一つとして確認してください。

適正有料職業紹介事業者認定制度

医療、介護、保育の分野では、一定の基準を満たした適正なサービスを行う職業紹介事業者を「適正事業者」として認定しています。 適正事業者には医療・介護・保育分野ごとに認定マークが付与され、「人材サービス総合サイト」で検索することができます。

認定制度における認定基準（主なもの）

- 手数料に関する事項や職種別に手数料実績を公表している等法令を遵守している
- 早期離職時（就職後6ヶ月以内）の返戻金制度を設けている
- 求職者のキャリア、志向、希望の勤務時間や曜日・勤務場所等の制約等を把握した上で、適した就業先の紹介を行っている
- 求職者が就職後も長く活躍できるよう、求人者と協力して定着支援を行っている

医療等三分野に限らない認定制度として「職業紹介優良事業者認定制度」もあります。

優良募集情報等提供事業者認定制度

優良募集情報等提供事業者認定制度

一定の基準を満たした募集情報等提供事業者を「優良事業者」として認定する制度です。優良事業者についても「人材サービス総合サイト」で検索ができます。

認定制度における認定基準（主なもの）

- 応募者から、その募集に関し、いかなる名義でも報酬を受けていない
- 苦情処理に関する事項について情報公開している

お問い合わせ先

都道府県労働局
需給調整事業担当課室

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/haken-shoukai14/index.html